

クレピコ®口座振替受付サービス端末利用規約【委託者用(所有権有)】

第1条(総則)

口座振替受付サービスを提供する収納機関(以下、甲といいます)と当該サービスに係る利用契約を甲と締結した委託者(以下、乙といいます)は、セイコーソリューションズ株式会社(以下、丙といいます)が運用するクレピコサービスに使用する端末(以下、クレピコ端末といいます)の利用に関して、本規約に従うことに同意し、これを遵守することを約します。丙は、乙が本規約を遵守することを条件として、乙にクレピコサービスを提供します。

第2条(定義)

本規約において、次の用語は、次のとおり定義されます。

(1) 口座振替受付サービス:

日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める「口座振替受付サービス収納機関受付方式」で、甲が、乙との利用契約に基づき乙の顧客(以下、顧客といいます)に対し提供するもので、クレピコ端末を使用し、口座振替の新規登録、口座変更、解約を受付し、それらの登録情報を乙及び丙と金融機関との間で電子的に通知するサービス

(2) クレピコサービス:

丙が、乙と金融機関との間で、口座振替受付サービスに関する登録情報をオンラインによって接続するサービス

(3) 通信提供事業者:

クレピコサービスにおいて使用する、無線電話サービスを提供する電気通信事業者

第3条(クレピコ端末の利用目的)

乙は、甲との利用契約に基づき、クレピコ端末を使用して顧客の口座振替の新規登録、口座変更及び解約の受付を行うものとします。

第4条(クレピコ端末)

- 無線通信を利用したクレピコ端末は、端末本体と通信に用いる無線電話端末より構成され、丙より一体の形で提供されるものとします。クレピコ端末は、一体として管理され、乙はこの組み合わせを変えることはできないものとします。
- 乙は、丙より提供される無線電話端末の電話番号等について、丙と通信提供事業者の間で締結された利用契約に基づき、丙が利用上の諸権利を有することに同意するものとします。
- クレピコ端末の使用において必要となる、CAFIS センター及び丙が運用する情報処理センターへの情報登録並びにその変更、取り消し等にかかる費用は、乙が負担するものとします。
- クレピコ端末の所有権は、乙の端末購入方法に応じ以下の通り移転するものとします。

(1) 乙が現金で甲から端末を購入する場合

クレピコ端末の所有権は乙から甲への当該端末代金の支払いをもって、甲から乙に移転するものとします。

(2) 乙がショッピングクレジット制度を利用して端末を購入する場合

クレピコ端末の所有権は、甲・乙および丙間でのショッピングクレジット制度に基づき、乙が甲へのショッピングクレジット賦払金の支払いが完了したとき、甲から乙に移転するものとし、当該支払いを完了するまで甲に留保されるものとします。

第5条(情報登録)

- クレピコ端末に登録する情報の設定及び変更は、原則として乙または丙が行うものとします。
- 丙が乙に対し、クレピコ端末に登録する情報の設定操作(DLL 操作)を依頼した場合は、依頼を受けた乙は、クレピコ端末所定の操作手順により、情報設定操作を行うものとします。

第6条(料金支払)

乙は、下記に定める、クレピコ端末の設置、情報登録及び使用に係わる費用を、丙が別に定める支払

条件・支払方法により支払うものとします。

- (1) クレピコ端末初期登録費用(クレピコ端末の CAFIS センター及び丙が運用する情報処理センター登録その他初期登録費用)
- (2) 接続料(丙が運用する情報処理センターへの接続料)
- (3) 印字用紙費用(クレピコ端末に内蔵されているプリンタの用紙費用)
- (4) 復元・修理費用(クレピコ端末が滅失、毀損した場合、完全な状態に復元又は修理をする費用)
- (5) 本規約第 4 条第 3 項に定めるクレピコ端末への情報登録及び変更、取り消し等にかかる費用

第 7 条(クレピコ端末の使用及び保管に関する義務)

1. 乙は、本規約及び操作手順の手引きに従い、善良なる管理者の注意をもって、クレピコ端末の使用及び保管をするものとします。
2. 乙は、クレピコ端末に異常または故障が発生した場合は、すみやかに丙が指定した連絡先に連絡の上、修理し、クレピコ端末が正常に稼動する状態に保つものとします。
3. 乙は、丙が指定した以外の者に、クレピコ端末の修理又は改造等をさせてはなりません。
4. 乙は、クレピコ端末を紛失し又は盗難にあった時は、直ちに甲及び丙に対し、その旨を届け出るものとし、甲または丙の指示に従うものとします。

第 8 条(口座振替受付方法)

1. 乙は、顧客の提示したキャッシュカードを、乙もしくは顧客により、クレピコ端末に読みとらせるものとします。
2. 乙は、クレピコ端末の画面で口座振替の受付手続きを顧客に確認させた後、当該キャッシュカードの暗証番号を顧客自身でクレピコ端末を利用し入力させることにより、口座振替受付を行うものとします。

第 9 条(クレピコサービスの提供時間と休止)

1. クレピコサービスの提供時間は、原則としてキャッシュカードを発行する金融機関及び甲が口座振替受付サービスを提供する時間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、丙は、丙のやむを得ない事情(本項第 1 号及び第 2 号の場合を含みますが、これらに限られません)によりクレピコサービスを休止する必要がある場合は、甲及び乙に事前に休止期間を通知した上で休止できることとします。但し、緊急時等やむを得ない場合には、事前通知なく、休止できるものとします。
 - (1) 丙が運用するセンター設備・データ通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) クレピコサービスに係る無線電話サービスを通信提供事業者が中止したとき

第 10 条(障害時の処理及び補償)

1. 乙は、クレピコサービス利用の際、次の各号に該当した場合は、クレピコサービスの利用を中止し、預金口座振替依頼書にて受付処理をするものとします。
 - (1) クレピコ端末が故障した場合
 - (2) 無線電話サービスの通信圏外または通信状態が不良でクレピコ端末の利用ができない場合
 - (3) 丙が運用する情報処理センターが休止した場合または障害が発生した場合
 - (4) 乙または金融機関の情報処理センターに障害が発生した場合
 - (5) キャッシュカードの読み取りが出来ず、クレピコ端末が使用できない場合
 - (6) 通信提供事業者のシステムまたはネットワークに障害が発生した場合
 - (7) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
2. クレピコサービスを提供すべき場合において、丙の責めに帰すべき事由に起因する、前項第 3 号に定める休止あるいは障害により、乙が被った損害について、丙は、次項に定める補償を行います。但し、当該補償は、当該休止あるいは障害が生じたことを丙が知った時刻から当該休止あるいは障害が 24 時間を超え継続した場合のみとし、その他の場合については、丙は補償を行いません。
3. 前項により、丙が乙に補償を行う場合の金額は、当該乙に適用されているクレピコサービスの料金体

系に応じ、次の 1 号または 2 号いずれかの金額に、次の 3 号の金額を合算した金額とします。

- (1) 月額の場合:〔月額を当該月の日数で日割りした金額〕×日数
- (2) 日額の場合:日額×日数
- (3) 使用量に基づき算出される料金:
〔当該月の前月における 1 日平均の使用量(把握が困難な場合には、丙が別に定める方法により算出した使用量)〕×日数 に基づき算出します。 *当該月に適用される料金表を適用
※当該月:クレピコサービスを利用できないことを丙が知った日が属する月とします。
※日数:本条 1 項第 3 号に定める休止あるいは障害によりクレピコサービスが利用できなかった日数とします。 丙が当該休止あるいは障害の発生を知った時刻から連続した 24 時間を 1 日と換算します。
4. 前項の補償金額の算出にあたり、端数が生じる場合には、丙の判断により端数処理を行うものとします。
5. 通信提供事業者の責めに帰すべき理由により、クレピコサービスを提供できなかった場合は、丙は、一切その責を負わないものとします。
6. 天災、事変その他不可抗力により、クレピコサービスを提供できなかった場合、またはデータ通信サービス契約約款(CAFIS サービス編)第 33 条(利用の制限)に該当し、クレピコサービスの提供ができなかった場合、丙は、一切その責を負わないものとします。

第 11 条(サービス提供停止と禁止事項)

1. 丙は、乙が次のいずれかに該当する場合は、クレピコサービスの提供を停止することがあります。なお、第 1 号に該当するときは、料金その他の債務(本規約により支払いを要することとなったクレピコサービスの料金、料金等に係る消費税相当額又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。)が支払われるまでの間とします。停止された場合、クレピコサービスの利用再開に当たっては、乙は、丙が別途定める再登録に関わる費用を負担するものとします。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがなされないとき
 - (2) 本規約に定める乙の義務規定に違反したとき
 - (3) 丙に無断で、クレピコ端末に丙以外の事業者が設置する設備・機器を接続したとき
2. 乙は、クレピコサービスの料金その他の債務(遅延利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として丙が定める期日までに丙に支払うものとします。
3. 乙は、次の各号に該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 口座振替受付登録情報及びクレピコ端末登録情報を第三者に漏らすこと
 - (2) クレピコ端末を乙以外の者に使用させること
 - (3) クレピコ端末の端末本体と内蔵の電話端末の組み合わせを変えること
 - (4) クレピコ端末を開封すること

第 12 条(クレピコ端末の保守)

クレピコ端末の保守サービス(以下、本保守サービスといいます)は、標準保守サービスと入替機付き保守サービスにより構成されます。クレピコ端末設置の申込に対して標準保守サービスが付属するものとし、入替機付き保守サービスの利用を別途申し込むことにより入替機付き保守サービスが利用できるものとします。

(1) 標準保守サービス:

センドバック方式によりクレピコ端末の保守を行います。乙が丙に対し修理依頼する場合は、丙に対し修理対象クレピコ端末を送付するものとします。丙は、修理後、依頼のあった乙宛に当該クレピコ端末を送付し保守を完了します。

(2) 入替機付き保守サービス:

クレピコ端末の保守に要する時間短縮のため、入替機を利用することにより保守を行います。但し、入替機は、丙が、正常動作を保証したクレピコ端末とし、必ずしも新品とは限らないものとします。入替機付き保守サービスは、クレピコ端末の故障状況により以下 2 種類のいずれかの保守対応を行います。

- ・現地入替対応：クレピコ端末の故障の状態が、利用上支障がない場合、丙は、入替機を乙に送付し、現地で当該入替機を利用可能とし、乙から故障端末を受領する、という保守対応を行います。
- ・センタ入替対応：クレピコ端末の故障の状態が、全く動作しない場合、丙は、乙へ利用可能にした入替機を発送し、一方、乙から故障端末を受領する、という保守対応を行います。

第 13 条(無償の範囲)

丙は、通常の使用状態において発生したクレピコ端末の故障について、丙の負担として無償にて本保守サービスを提供します。但し、次のいずれかに該当する場合は、入替機付き保守サービスの利用有無にかかわらず、乙の負担として有償にて本保守サービスを提供するものとします。

- (1) 乙または顧客の過失による破損・故障
- (2) 通常の使用では起こりえない原因(不適当な使用・管理)による故障
- (3) 丙指定外の部品または消耗品の使用による故障
- (4) 丙の認めない改造、機器の接続に基づく故障
- (5) 丙の定める設置環境条件に反したことにより生じた故障
- (6) 天災、事変その他不可抗力による故障

第 14 条(無償・有償の判断)

本保守サービスの無償・有償の判断は、丙の修理担当窓口が、乙の担当者からの故障発生時の状況報告等により判断するものとし、有償となる場合は、修理受付時に、依頼を行った乙にその旨伝えるものとします。但し、外装ケースの損傷、水没あるいは外装ケース開封の痕跡等が認められる場合は、故障発生時の状況にかかわらず、有償とします。

第 15 条(保守サービス提供期間)

1. 本保守サービスの提供期間は、クレピコ端末設置日から 4 年間とします。
2. クレピコ端末設置日に入替機付き保守サービスの利用を希望せず、その後入替機付き保守サービスの提供を別途希望した場合であっても、入替機付き保守サービスの提供期間は、当該クレピコ端末設置日から起算して 4 年間を限度とし、その提供期間が延長されることはないものとします。
3. 本規約の定めにかかわらず、クレピコサービスに関わる無線電話サービスを通信提供事業者が中止した場合、その他乙がクレピコサービスを使用できなくなった場合、本保守サービス提供期間中であっても、保守を終了するものとします。

第 16 条(入替機の送付に要する期間)

乙の修理申込み時より申込を行った乙に入替機が届くまでの期間は、概ね申込みの翌々日とします。但し、丙の事情、その他の事情によりこの期間は変わりうるものとします。

第 17 条(保守料の支払い)

1. 標準保守サービス利用に関する保守料の請求はありませんが、乙が入替機付き保守サービスの利用申込を行った場合は、乙は所定の保守料を、申し込み時に丙に支払うものとします。
2. 乙は、有償修理の費用を、丙が別に定める期日に、所定の方法で支払うものとします。
3. 丙はいかなる場合であっても、乙から受領した保守料を、当該乙に返還しないものとします。
4. クレピコ端末の保守にあたり、クレピコ端末の送付にかかる送料は、入替機付き保守サービスの利用有無、及び、無償・有償の如何に係わらず発送者負担とします。

第 18 条(通知義務)

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 ヶ月前までに、丙に対し書面により通知しなければなりません。

- (1) 店舗改装等により、クレピコ端末の使用を一時中止する場合
- (2) 「クレピコ端末設置場所一覧」の記載内容に変更がある場合

第 19 条 (クレピコ端末回収)

1. 丙は、乙が、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙の承諾なしに、いつでも、クレピコ端末を構成する無線電話端末回収のため、クレピコ端末を回収することができるものとします。
 - (1) 乙が、本規約もしくはその他乙に適用されるクレピコ端末に関する規約に違反した場合
 - (2) 乙の信用状態が著しく悪化した場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (3) 乙が、丙所有の電話端末の権利を侵害した場合、又はしようとした場合
 - (4) 甲と乙とが締結している利用契約が解除又は解約された場合
 - (5) その他、丙がクレピコ端末の設置を不相当と認めた場合
2. 丙は、前項に基づき、クレピコ端末の回収をおこなう場合、以下の通り対応いたします。
 - (1) 乙が当該クレピコ端末の所有権を保有している場合
丙は、事前に甲に連絡をおこなったうえで、クレピコ端末を回収するものとします。
 - (2) 第4条第4項に基づき甲が当該クレピコ端末の所有権を保有または留保している場合
丙は、事前に甲の承諾を得たうえで、クレピコ端末を回収するものとします。
3. 丙は、回収したクレピコ端末を乙へ返却する場合において、前項第2号に該当する場合は、事前に甲の承諾を得るものとします

第 20 条 (クレピコ端末の回収方法)

乙がクレピコ端末の使用を止めるときは、クレピコ端末の提供元の指示に従い送付するものとし、乙独自で廃棄しないものとします。このときの送付費用は、乙が負担するものとします。

第 21 条 (損害賠償)

乙は本規約を遵守するものとします。万一違反してクレピコ端末を使用し、または第三者に使用させたことにより、丙に損害を与えた場合は、乙は、その賠償の責を負うものとします。

第 22 条 (規約の改定及び承認)

1. 丙は、本規約をいつでも改定することができるものとします。
2. 丙は、本規約を改定する場合には、改定した新規約を乙に送付するものとし、乙がその送付を受けた後において、クレピコ端末を使用した場合には、乙は、新規約を承認したものとみなします。

第 23 条 (本規約の優先適用及び規約に定めのない事項)

1. クレピコ端末の設置、使用及び送付を行う場合は、すべて本規約及び丙が定める操作手順の手引きに基づいて行うものとします。
2. 乙及び丙は、クレピコサービスに関し、本規約と異なる契約を締結することができます。この場合、本規約と当該契約の規定が抵触する場合、当該契約が優先するものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、日本マルチペイメントネットワーク運営機構及び日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の定める規約、仕様等を適用するものとします。

第 24 条 (権利義務の譲渡禁止)

乙は、丙の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく権利の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分をしてはならず、また、本規約に基づく義務の全部または一部を第三者に譲渡または履行させてはなりません。

第 25 条 (契約解除)

1. 丙は、乙が次の各号のいずれかに該当または該当しているとみなされる時は何等の事前の催告・通知無しで、本規約に基づく乙丙間のクレピコサービスに関する契約を解除できるものとします。
 - (1) 乙が、本規約上の義務を怠りまたは本規約に違反した場合
 - (2) 乙の信用状態が著しく悪化した場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由があると甲または丙が認めた場合
 - (3) 乙がクレピコ端末を導入する際に契約した、甲と乙との契約が解除または解約された場合
 - (4) その他、丙が乙へのクレピコサービス提供を不相当と認めた場合

2. 乙が本規約に基づく乙丙間のクレピコサービスに関する契約を解約しようとするときは、そのことを解約日までに書面により丙に通知するものとします。ただし、当該解約日まで、乙は、第6条に定める費用を負担するものとします。

第26条(反社会的勢力との取引排除)

1. 乙及び丙は、次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者(暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者・団体をいう)、総会屋、その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙または丙は、相手方が前項各号または次の各号の一に該当した場合、催告することなく、直ちに、乙丙間の契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、脅迫的言動をした場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為、または業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
 - (4) 自らの契約の履行のために契約する者(以下「委託先」という)が前項各号または前三号の一に該当することが判明し、当該委託先との契約の解除若しくは契約解除のための措置を求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒む場合
3. 乙及び丙は、前二項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
4. 乙または丙は、本条の規定に基づき、乙丙間の契約を解除した場合、相手方に対する一切の損害賠償義務を負担せず、また、自らの被った損害を相手方に賠償請求することができるものとします。

第27条(個人情報の取扱に関する事項)

1. 乙は、自己の個人情報の取扱について、次の各号に定める事項(以下、本事項といいます)を確認のうえ同意します。
 - (1) 丙は、クレピコサービスを乙に提供するにあたり、以下の個人情報を取り扱います。
 - ① 名称、氏名、住所、電話番号、所属など申込書等に記入された事項及びクレピコサービス開始後にお届けいただいた上記事項に関する変更事項
 - (2) 丙は郵送・電話等の方法により、次の目的のために、乙の個人情報を保護措置を講じた上で利用します。
 - ① クレピコサービスの費用請求等の案内
 - ② クレピコ端末の保守、修理に関する業務の問合せ
 - ③ クレピコ端末の消耗品の受注業務
 - (3) 丙は、丙がクレピコサービス関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で乙の個人情報を個人情報の取扱に関する契約など保護措置を講じた上で預託します。
2. 前項の規定は、乙が本事項に同意することを強制するものではありません。但し、乙が本事項に同意せず、クレピコサービスの申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合、丙は、申込をお断りする場合があります。
3. 乙は、丙に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第 28 条(問合せ窓口)

乙が丙に対して、次の各号に定める申し出、問い合わせまたは相談を行う場合は、下記のヘルプデスクまで連絡するものとします。

- (1) クレピコサービスに関する案内の中止の申し出
- (2) 個人情報の開示・訂正・削除等の甲または乙の個人情報に関する問い合わせ・相談

(連絡先)

セイコーソリューションズ株式会社 クレピコ・ヘルプデスク
〒261-8507 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-8
電話番号: 0120-989-905
FAX: 043-211-1673

第 29 条(合意管轄)

本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条(AT-M100 に関する特約事項)

甲が、AT-M100(クレピコ端末の1機種)を利用する場合は、本条を特約事項として適用します。

- (1) 第 12 条(クレピコ端末の保守)にかかわらず、AT-M100 に関する本保守サービスについては、標準保守サービスは提供されず、入替機付き保守サービスのみ提供可能とします。
- (2) 第 18 条(通知義務)1号にかかわらず、甲は、店舗改装等により、AT-M100 の使用を一時中止する場合、3 ヶ月前までに乙に対し書面により通知するものとします。
- (3) 第 25 条(契約解除)2項にかかわらず、甲が本規約に基づく甲乙間の AT-M100 のクレピコサービスに関する契約を解約しようとするときは、その旨を解約日の 3 ヶ月前までに書面により乙に通知するものとします。